

新版教職員ワークショップ冊子 P.12等の関連情報

—2014年度10月更新版—

教職員ワークショップ普及チーム

冊子P.12の「統計から見る子ども虐待の実態」の部分の口の中に入る数字が新たなデータによって変更になります。(変更のある部分のみ口で記載しています。それ以外は以前の数字と変わりません。)

表面的な数値だけでなく、関連した数値をワークで話すこともでき、工夫の幅が大きい部分です。質問に備えるためにも、関連事項を調べておくことは大事です。穴埋め部分に関連する新たなデータも少し入れています。すでに過去の教職員ワークショップでこのページ使っている、新たなデータでまた話すこともできます。推移がわかって、より理解が深まることにもなりますし、信頼性も増すものと考えます。

●家庭内での児童虐待は、年間 73,765 件以上が児童相談所などで受理されています。

平成25年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数 (平成26年8月4日発表・速報値)。

- ・平成24年度は、66,701 件。(確定値)
- ・平成23年度は、59,919 件。(確定値)
- ・平成22年度は、56,384 件。(最終確定値/東日本大震災の影響により福島県を除いて集計した数値)。
- ・平成21年度は 44,211 件。(確定値)

※厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課の発表による

関連1) 平成25年度分については児童相談所数は207。平成24年度は206。

【出典】上記はいずれも社会福祉行政報告(福祉行政報告例)(平成21年10月公表)より

- ・児童福祉法の改正で05年度から児童相談所だけでなく、市区町村も虐待通告を受け付けることになり、「市町村」・「児童相談所」の2層構造で対応する仕組みとなっている。

※2013年8月に『児童虐待対応の手引き』が改正されています。

「第1章子ども虐待の援助に関する基本事項」の中の(4)、(5)について今一度確認のために以下に転記します。

(4) 虐待の判断にあたっての留意点

個別事例において虐待であるかどうかの判断は、児童虐待防止法の定義に基づき行われるのは当然であるが、子どもの状況、保護者の状況、生活環境等から総合的に判断すべきである。その際留意すべきは子どもの側に立って判断すべきであるということである。

虐待を判断するにあたっては、以下のような考え方が有効であろう。

「虐待の定義はあくまで子ども側の定義であり、親の意図とは無関係です。その子が嫌だから、憎いから、意図的にするから、虐待というわけではありません。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っけていても、子どもの側にとって有害な行為であれば虐待なのです。我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、子どもにとって有害かどうかで判断するように視点を変えなければなりません。」(小林美智子、1994)

保護者の意図の如何によらず、子どもの立場から、子どもの安全と健全な育成が図られているかどうかに着目して判断すべきである。保護者の中には、自らの暴行や体罰などの行為をしつづけて主張する場合があるが、これらの行為は子どもにとって効果がないばかりか悪影響をもたらすものであり、不適切な行為であることを認識すべきである。

また、平成 23 年に改正された民法において、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と規定されていることに留意することが必要である。

(5) 子どもに対する虐待の禁止

児童虐待防止法第 3 条は、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」としているが、これは、保護者による虐待のみならず、そもそも本来保護すべき子どもに対して何人も「虐待」をすることは許されないことを規定したものである。

本条でいう「虐待」とは、第 2 条で規定されている保護者による子ども虐待のみならず、幅広く子どもの福祉を害する行為や不作為を含むものである。何人も子どもに対する様々な虐待行為（児童福祉法第 34 条や児童買春・ポルノ禁止法に掲げる禁止事項や、暴行罪、傷害罪、保護責任者遺棄罪、強制わいせつ等は当然に含まれる。）をしてはならないことが規定されているものである。

なお、保護者以外の者から虐待を受けている子どもについても、保護者によるネグレクトとして児童虐待防止法にいう児童虐待に該当し、同法に基づく通告および保護の対象になるものである。

● 4. 05日 に一人の割合で子どもが虐待で死亡しています。(第10次報告)

平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日までの 12 か月に発生し、または表面化した児童虐待による死亡 78 例 (90 人) を対象とした。

	第10次報告 4. 05日に一人			第9次報告 3. 68日に一人		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)	計
例数	49	29	78	56	29	85
人数	51	39	90	58	41	99

※第 8 次報告から、「虐待死」として事例を「心中以外の虐待死」、「心中」として事例を「心中による虐待死」に本報告ではそれぞれ呼称を改められています。

- 死亡した子どもの年齢は、0 歳が 22 人 (43.1%) と最も多く、0 歳から 2 歳を合わせると 32 人 (62.7%) と大部分を占めた。
- 虐待の種類は、身体的虐待が 32 人 (62.7%)、ネグレクトが 14 人 (27.5%)。直接死因は、「出生後放置」や「低酸素症」等の「その他」11 人 (有効割合 26.8%) を除き、「頭部外傷」8 人 (同 19.5%) が最も多く、「胸部外傷」、「頸部絞扼による窒息」「頸部絞扼以外による窒息」「出血性ショック」「低栄養による衰弱」「火災による熱傷・一酸化炭素中毒」が各 3 人 (同 7.3%) であった。
- 主たる加害者は、「実母」が 38 人 (74.5%) と最も多く、次いで「実父」と「実母と実父」がそれぞれ 3 人 (5.9%) であった。
- 実母の抱える問題 (複数回答) として、「妊婦健康診査未受診」、「母子健康手帳の未発行」、「望まない妊娠」が多かった。
- 加害の動機としては、「保護を怠ったことによる死亡」と「泣きやまないことにはいらだったため」が多かった。
- 死亡した子どもの年齢は、0 歳から 13 歳までの各年齢に分散している傾向。
- 直接死因は、「頸部絞扼による窒息」が 13 人 (有効割合 38.2%) で最も多く、次いで「中毒 (火災によるものを除く)」が 10 人 (同 29.4%) であった。
- 主たる加害者は、「実母」が 24 人 (61.5%) と最も多く、次いで「実父」が 6 人 (15.4%) であった。
- 加害の動機 (複数回答) としては、「保護者自身の精神疾患、精神不安」、「経済的困窮」が各 12 人 (30.8%) と多かった。

○ 児童相談所の関与は、心中以外の虐待死事例が 15 例 (30.6%)、心中による虐待死事例が 10 例 (34.5%) であり、市町村 (児童福祉担当部署) の関与は、心中以外の虐待死事例が 13 例 (26.5%)、心中による虐待死事例が 8 例 (27.6%) であった。

○ 要保護児童対策地域協議会で取り扱われていた事例は、心中以外の虐待死事例で 8 例 (16.3%)、心中による虐待死事例で 5 例 (17.2%) であった。

【出典】「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」

社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

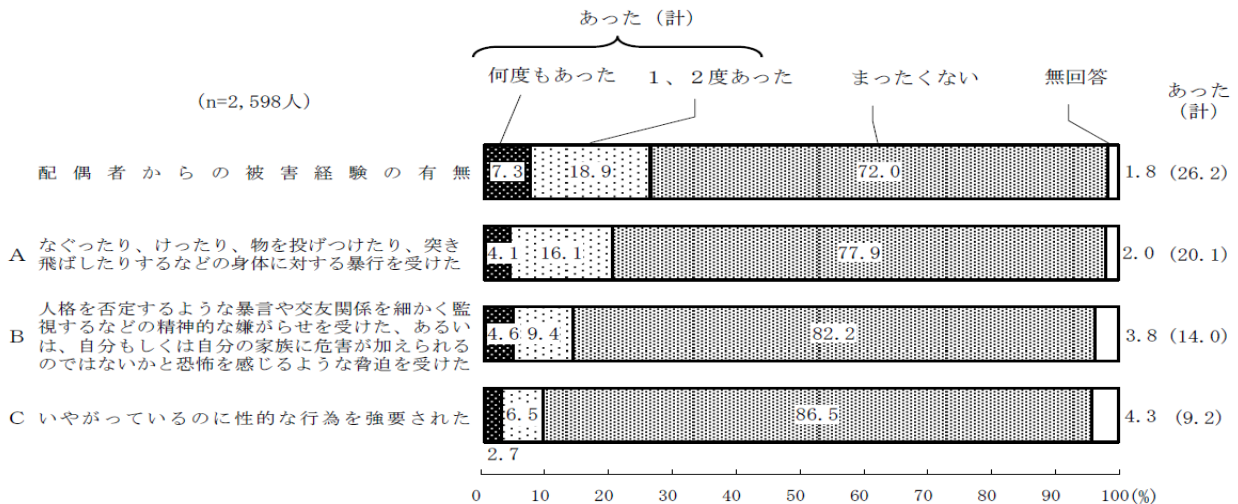
第 10 次報告 (平成 26 年 9 月公表) より

●ドメスティック・バイオレンス (教職員ワークショップ冊子 P.30 関連)

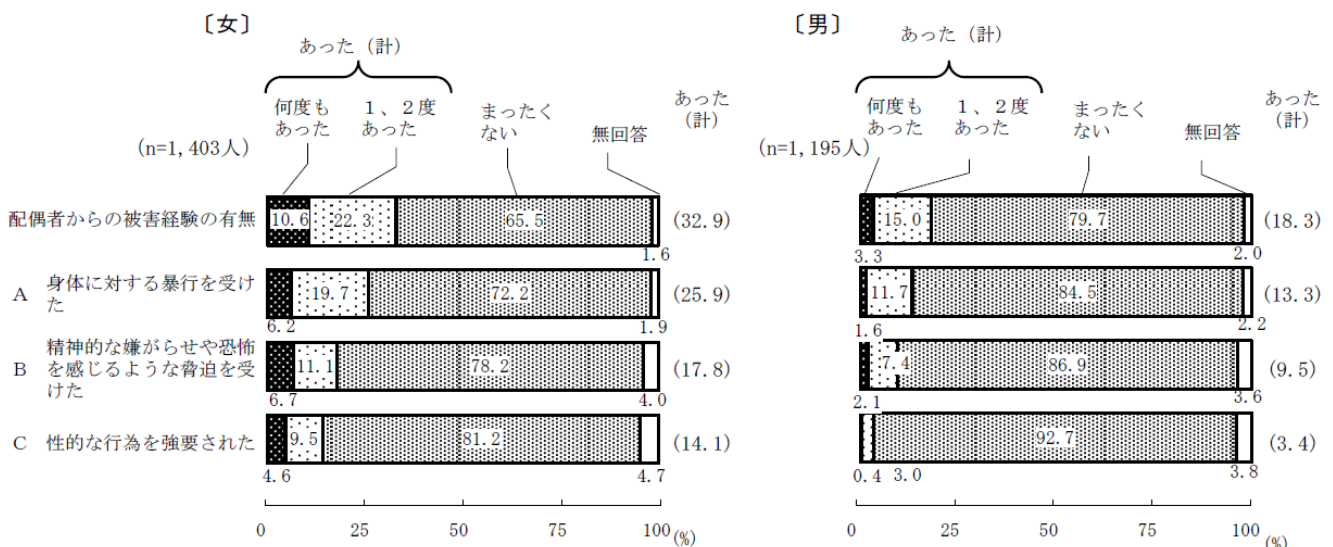
DV については以下のこれまでも共有してきた情報が最も新しいものですので再掲します。

○平成 24 年 4 月公表 男女間における暴力に関する調査より (内閣府男女共同参画局)

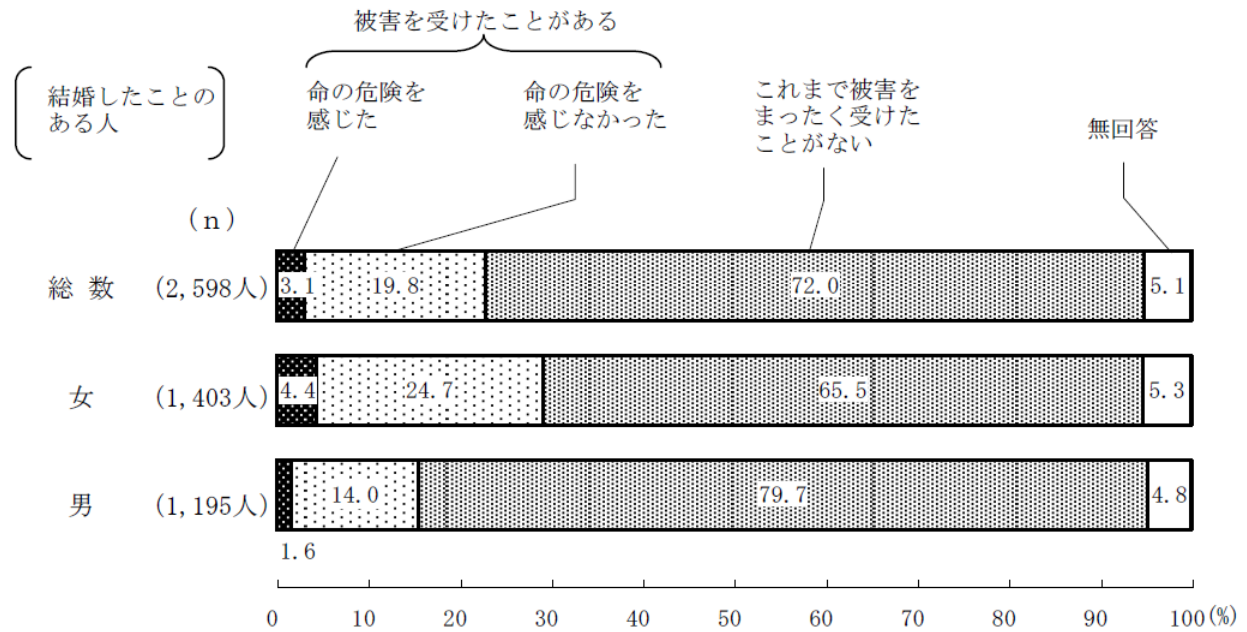
約 4 人に 1 人は配偶者から被害を受けたことがある



女性の約 3 人に 1 人は配偶者から被害を受けたことがあり、約 10 人に 1 人は何度も受けている



女性の約 20 人に1人は命の危険を感じたことがある



関連1)

- ・ 女性の3人に一人 (33.2%) は、これまでに夫等からのドメスティック・バイオレンス (DV) によって身体的暴行、心理的脅迫、性的強要等を受けた経験がある。
- ・ 女性の約4人に一人が身体的暴行を受けている。
- ・ 女性の約10人に一人が配偶者からの暴力の被害を何度も受けている。
- ・ 女性の約20人に1人が配偶者からの暴力で命の危険を感じたことがある。

(上記はいずれも「男女間における暴力に関する調査」平成20年)

- ・ 配偶者等から受けた暴力の重複についてみると、「身体的暴力・精神的暴力・性的暴力」の3種類を受けた人が最も置く (41.8%)、次いで「身体的暴力・精神的暴力」 (36.9%) となっている。

「精神的・性的」および「身体的・性的」を含めると40.4%が2種類の暴力を受けている。

(「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」平成19年4月公表)

関連2) ・ 世界では毎年1億3,300万から2億7,500万人の子どもが、家庭内暴力を目の当たりにしたと推測されている。

- ・ 中国、コロンビア、エジプト、メキシコ、フィリピン、南アフリカの研究では、親しいパートナーによる暴力が家庭内における子どもへの暴力の危険性を上げており、さらに女性への暴力と子どもへの暴力の強い関係も示している。

- ・ インドの研究によると、家庭内暴力は、子どもに対する暴力の危険性の倍増をもたらした。

「子どもに対する暴力 調査報告書」(2006年10月11日)より

国連事務総長の依頼により作成された、子どもに対する暴力の調査の最終報告書。